

【令和7年7月22日公布 令和7年三浦市条例第28号】

三浦市勤労市民センター条例を廃止する条例

三浦市勤労市民センター条例（昭和60年三浦市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。